

鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、燃油価格の高騰等による漁業経費の増加、魚価の低迷等による漁業収入減少などにより、漁業者の経営状況が悪化していることから、省エネルギー化により漁業経営の改善を計画する取組に支援を行い、市内漁業者の経営能力強化を図ることを目的とし交付する。

(補助事業)

第3条 本補助事業の交付の対象となる事業（以下「間接補助事業」という。）は、別表第1欄に掲げる事業とする。

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「間接補助事業者」という。）は、別表第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定等)

第5条 本補助金は、間接補助事業を行う間接補助事業者に対し、当該間接補助事業に要する別表第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表第5欄に定める率（以下「間接補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）以上の間接補助金を交付する同表の第6欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費に同表の第7欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1円未満を切り捨て）以下とする。

(交付申請等)

第6条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類

は、様式1号から様式第5号（複数の間接補助事業事業者を一括して申請する場合に限る。）までによるものとする。

- 2 別表の事業は、一隻につきそれぞれ一度しか申請できないものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定に係らず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 4 市長は、前項の規定により申請を受けたときは、前条の規定に係らず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 補助事業者は、第5条第1項に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、第9条の2、第10条、第12条（ただし書を除く。）、第16条、第17条並びに第18条第1項及び第3項	補助事業者等	間接補助事業者
	補助金等の交付	間接補助金の交付
	補助事業等の	間接補助事業等の
	市長	補助事業者
	補助事業等を	間接補助事業を
	補助事業等変更（中止・廃止）承認申請書（様式第3号）	補助事業者が定める申請書
	補助事業等又は間接補助事業等	間接補助事業
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこれに付された条件若しくは指示
	補助事業等に	間接補助事業に
	補助事業等着手届（様式第4号）	補助事業者が定める届出書
補助事業等が	間接補助事業が	
補助事業等完了届（様式第5号）	補助事業者が定める届出書	

	補助事業等（補助金等が間接補助金等に係るものである場合にあっては、間接補助事業等。以下この条において同じ	間接補助事業
	補助事業等実績報告書（様式第7号）	補助事業者が定める報告書
	第10条第2項の規定により補助事業等完了届の提出があったとき又は補助金等	間接補助金

2 補助事業者は別添の補助金交付要綱例に準じた要綱を定めなければならない。

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の3割を超える減額

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

（間接的な変更等の承認）

第10条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第9条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第9条第1項の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第11条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第9条の2又は規則第18条第3項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

（実績報告等）

第12条 規則第12条の規定による報告は、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は補助事業等の完了予定年月日の属する年度

の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1号、様式第2号及び様式第5号（複数の間接補助事業事業者を一括して報告する場合に限る。）によるものとする。
- 3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第6号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（間接補助金の支払）

第13条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

（間接的な財産処分の承認）

第14条 補助事業者は、第7条の規定により付した規則第16条の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第16条ただし書の市長が定める期間を定めるに当たっては、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間）より短い期間を定めてはならない。
- 3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第16条第5号の財産を定めるに当たっては、次に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを妨げない。
 - （1）取得価格又は効用の増加価格が500千円以上の機械及び器具
 - （2）その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（補助金の返還等）

第15条 補助事業者は、補助事業完了後から前条第2項に定める期間において、別表第2欄に掲げる出漁期間を満了しなかった場合、速やかに市長に報告しなければならない。この場合においては、規則第13条第1項により交付決定の全部又は一部を取り消し、規則

第14条第1項の規定により本補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 疾病等、やむを得ない事情により一時的に出漁が困難になったと認められる場合
- (2) その他市長が特に認めた場合

(収益納付)

第16条 補助事業者は、間接補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から10日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月21日から施行し、平成27年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年9月29日から施行し、平成29年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月19日から施行し、令和3年度に係る補助事業から適用する。

別表（第3条、第4条、第5条、第6条、第10条、第15条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体 (間接補助事業者)	3 間接補助対象経費	4 間接補助対象 経費上限額	5 間接補助 率	6 間接交付主 体(補助事 業者)	7 補助率	8 間接補助事業 の重要な変更
省エネ漁業推 進事業	<p>次の条件をすべて満たす市内の漁業者</p> <p>1 20 t 未満の漁船漁業を主たる生業としている者。</p> <p>2 補助申請時の年齢が満65歳以下の者。過去3年間に平均90日以上の出漁実績があることを様式第3号により所属する漁業協同組合長等が証明した者については、満70歳以下とする。また、法人経営体については年齢要件を問わない。</p> <p>3 補助事業完了後、財産処分制限期間内は継</p>	<p>1 漁船用機器等の購入経費</p> <p>(1) 漁船用省エネ機関 沿岸漁業改善資金助成法（昭和54年法律第25号。以下「法」という。）に基づき鳥取県沿岸漁業改善貸付規則（昭和55年鳥取県規則第1号）で定めた鳥取県沿岸漁業改善資金事務取扱要領（昭和55年5月鳥取県農林水産部長通知。以下「改善資金要領」という。）別表の経営等改善資金の第4燃料油消費節減機器等設置資金の(1)漁船用環境高度対応機関の基準を満たす機関であること。</p> <p>(2) 漁船用機器 法に基づく沿岸漁業改善資金の貸付対象となっている機器等については、改善資金要領別表に定められた基準を満たす機器。ただし、別表に定められない機器については農林水産部長が別に定めるものとする。</p>	<p>5,000 千円</p> <p>2,000 千円</p>	1/6	鳥取県漁業協同組合	1/6	<p>1 補助対象経費の増額</p> <p>2 機器等の変更</p> <p>3 事業の目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更</p>

<p> 続いて1年につき90日以上出漁することを誓約する者。 4 省エネ化に資することを所属する漁業協同組合長等が証明した者。 ※右欄1(3)及び3については、上記1を満たす必要はないものとする。 </p>	(3) 漁船用LED	ア 沿岸漁船用の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	300 千円			
		イ 沿岸漁船用の集魚用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	1,000 千円			
		ウ 沖合底びき網漁船の作業用に用いることを目的としたLED灯及び関連装置	3,000 千円			
	2 省エネ型漁船への改造経費 燃油使用率の削減等経営の改善に資することが明らかである改造	5,000 千円	1/6		1/6	

様式第1号（第6条、第12条関係）

鳥取市省エネ漁業推進事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業実施主体

(1) 事業実施主体名（生年月日）	（ 年 月 日）
(2) 使用している漁船名と漁船登録番号 （漁船名・トン数）	第 号 （ ・ トン）
(3) 過去3年間の出漁日数の平均	平均 日

3 事業の内容及び経費の配分

（単位：円）

事業項目	機器名・数量等	補助対象経費 （算定基準額） （A）+（B）+（C）	負担区分		
			市補助金 （A）	国補助金 （B）	その他 （C）
(1) 漁業用省エネ機関の購入経費					
(2) 漁船用機器の購入経費					
(3) 漁船用LEDの購入経費					
(4) 省エネ型漁船への改造経費					

4 事業完了予定（又は完了）年月日

5 消費税の取扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取扱いについて、「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 添付資料

(1) 漁協等の補助金の交付に関する規定又は要綱

(2) 間接補助事業者から提出された次の書類。

①様式第3号（出漁日数証明書）

②購入する機器等の仕様書及び見積書（消費税額、下取り価格がわかるもの。）

③購入した機器等の領収書等支払いを証明する書類

（注）事業計画書には①、②を添付すること。但し、満65歳以下の者は①を省略できる。

また、事業報告書には③を添付すること。

(3) 複数の事業実施主体を一括して申請する場合は、様式第5号を添付すること。

様式第2号（第6条、第12条関係）

鳥取市省エネ漁業推進事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
市補助金					
国補助金					
そ の 他					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

事業種目	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
(1)漁船用省エネ 機関の購入経費					
(2)漁船用機器の 購入経費					
(3)漁船用L E D の購入経費					
(4)省エネ型漁船 への改造経費					
合 計					

様式第3号（第6条関係）

年 月 日

出 漁 日 数 証 明 書

〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 様

鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金の申請をしたいので、証明願います。

申請者 住 所
氏 名 印
(法人経営体にあつては代表者氏名)
(自著の場合は、押印不要)

記

1 申請者の使用している漁船名及び漁船登録番号

漁船名	
漁船登録番号	

2 過去3年間の出漁日数

過去3年間の出漁日数の平均	平均	日
1年前（ 年 月～ 月まで）		日
2年前（ 年 月～ 月まで）		日
3年前（ 年 月～ 月まで）		日

上記のとおり相異なることを証明する。

年 月 日

〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 印
(自著の場合は、押印不要)

様式第4号（第6条関係）

年 月 日

誓 約 書

〇〇漁業協同組合 代表理事組合長 氏 名 様

申請者 住 所

氏 名

（法人経営体にあつては代表者氏名）

年 月 日付けで申請した鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金の交付決定がされた上は、交付決定通知書に記載された財産処分の制限期間内は、継続して1年につき90日以上出漁することを誓約します。

また、この誓約等に違反し、補助金の返還を命じられた場合には、受領した補助金を返還することを併せて誓約します。

様式第5号 (第6条、第12条関係)

事業の内容及び経費の配分内訳 (計画(実績))

(単位:円)

区分	No.	支所名	事業実施主体名 (生年月日)	漁 船			過去3年 間の平均 出漁日数	購入機器・数量 事業内容等	補助対象経 費 (A)+(B)+(C)	負担区分			事業完了 (予定)年月 日
				漁船名	登録番号	トン 数				市補助金 (A)	国補助金 (B)	その他 (C)	
(1)漁船用省エ ネ機関													
	漁船用省エネ機関 合計												
(2)漁船用機器													
	漁船用機器 合計												
(3)漁船用LED													
	漁船用LED 合計												
(4)省エネ型漁 船改造													
	省エネ型漁船改造 合計												
合 計													

様式第6号（第12条関係）

年 月 日

仕入控除税額確定報告書

鳥取市長 様

住 所

氏 名

〇〇年〇〇月〇〇日付第〇〇号により交付決定通知があった鳥取市省エネ漁業推進事業費補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額（ 年 月 日付第号による額の確定通知額）

金 円
- 2 実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定交付控除税額）

金 円
- 3 消費税及び地方消費税額の申告により確定した仕入控除税額

金 円
- 4 要補助金返還相当額（3－2）×補助金の確定額／当該確定額に係る補助対象経費の額

金 円

※積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。